

2021年1月20日

都道府県社会福祉士会 会長 様

新型コロナウイルス感染症に伴う後見事務について
—被後見人等対象者が陽性者となった場合を想定した対応について—

公益社団法人 日本社会福祉士会
会長 西島 善久
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症は指定感染症（COVID-19）（二類感染症相当）に指定されており、陽性が確認された場合には原則として入院措置がとられます。都道府県においても陽性者について入院または待機に関する指示が出されております。特に陽性者が増加している地域においては、入院病床が逼迫する状況が想定され、実際に速やかな入院対応ができず、施設や自宅等で待機する者が増加することが考えられます。

そのようななか、これまで全国で発生した高齢者施設等での集団感染状況から、感染した高齢者の数、移動のリスク、また入院病床数の余裕がないなど、医療崩壊を防止する観点から入院が困難となっている事例の報告を受け、陽性となった利用者の入院ができない場合、当該施設でのケアを継続するにあたり入居者の家族や後見人等に対して、「事前説明及び同意書」といった形式で、後見人等が判断困難な内容についての同意を求められたという事案があったという報告を受けました。

本会としては、後見人等が施設等から想定されるリスク等に関して「事前説明」を受けることは大変重要なことと捉えます。新型コロナウイルス感染症は、急速に感染が広がり、施設内でクラスターが発生する事例は多数あり、陽性者が発見されてから緊急対応を行うとき、限られた時間の中で、個別に、かつ、丁寧に同意を得ることに困難を伴うことが予測されるからです。後見人等は、事前に施設等から可能な限り本人への丁寧な説明を促すとともに、後見人等としてしっかり受け止め、その後の対応方法等を検討することが必要といえます。

一方で、新型コロナ感染症の拡大防止の観点から予め居室への隔離や身体拘束を含む包括的な「同意書」に後見人等がサインすることには、留意することが必要と考えます。

身体拘束は、緊急やむを得ないとされる3つの要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たす限りにおいて認められ、後見人等には同意する権限はないものの、その要件を確認することが求められます。そのため、昨年10月に国が発出した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に則したプロセスが求められると考えます。

- ① 今後、想定されるリスクとその対応に関しては、予め被後見人、親族、後見人等に丁寧な説明を行うよう求めていくこと。
- ② 被後見人が陽性者又は濃厚接触者となり、入院ではなく施設内でケアを継続する際に、被後見人の状態からやむを得ず身体拘束などを行う場合には、可能な限り被後見人の同意を得るように求めること。
- ③ ②を実施する際には、後見人等は、3つの要件を確認するとともに、福祉医療関係者等被後見人を支える人・機関とともに「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」や「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」などの意思決定支援に関わるガイドラインに基づき、可能な限りチームとして最善と考えられる方策を検討すること。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から一堂に会して対応方法等の検討が困難な場合が想定されることから、事前に対応方法等を確認したり、オンラインによる確認手段を確保することも求められます。

入院できない場合だけではなく、今後は、ワクチン接種についても意思確認が求められる場面が多くなることが予測されますし、現時点においても、PCR検査を受けることがサービス利用の条件と提示された事案や、治療薬であるアビガン等の使用についての事前承諾を求められた事案の報告があります。本人が置かれた状況や状態によって緊急性が高まることも想定されますが、サービス提供者側だけで、あるいは後見人等だけで課題を抱え込むのではなく、必要に応じて行政等とも連携し、一人一人の個別性に沿った形で対応できる方法がないかを共同して模索することが求められているということを認識した後見人等としての事務対応が重要ではないかと考えます。

日本社会福祉士会では現時点で考えられる見解と具体的な実施方法を示すとともに、今後も国に対して必要な情報発信、意見提言を行っていくことを検討します。

都道府県社会福祉士会におかれましても、会員や地域からの相談への対応とともに地域の情報収集や会員への情報発信、また、都道府県の担当部署への実情の報告や対応策の検討などの働きかけをお願いいたします。

(担当委員会：権利擁護センターばあとなあ運営協議会 後見委員会
委員長 星野 美子)